

合併処理浄化槽への転換に補助金をご利用ください

市では、生活排水による河川などへの水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の普及促進に取り組んでおり、浄化槽の転換に対して補助金を交付しています。令和8年度中に合併処理浄化槽への転換を予定している方は、転換費だけでなく、現在使用している単独処理浄化槽またはくみ取り槽の撤去費も補助対象になる場合があるため、転換および撤去に着手する前に申請してください。



なお、補助金申請の受付は、市が当該年度に予定する補助金額の上限に達した時点で、締め切ります。

補助対象	浄化槽区分	補助金限度額			
		転換の場合の追加補助			
人 槽	環境配慮型浄化槽	単独処理浄化槽撤去費	くみ取り槽撤去費	宅内配管工事費※	木造住宅耐震改修支援事業(本格改修)併用転換(令和7年度より追加)
5人槽	360,000円	90,000円	100,000円	100,000円	50,000円
6~7人槽	462,000円				
8~10人槽	585,000円				

※建物の新築、建て替えおよび増改築に伴う宅内配管工事はそれらの工事の一環で行われるため宅内配管工事費の対象外です。

令和7年度より、住宅課の木造住宅耐震改修支援事業(本格改修)と併せて浄化槽の転換を行う場合は、5万円を転換の補助金額に加算します。詳しくは住宅課にお問い合わせください。

■ **補助対象** 専用住宅または住宅部分の床面積が2分の1以上の併用住宅で、転換に該当する場合のみです。

転換とは建物の建て替えなどにより、同一敷地内に設置されている単独処理浄化槽またはくみ取り槽を原則として撤去し、10人槽以下の合併処理浄化槽を設置することです。

☎ 市まちづくり課(市役所2階) ☎ 32・3957/FAX 33・2104

✉ machidukuri@city.komatsushima.i-tokushima.jp

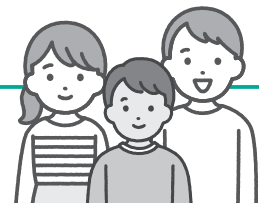
市住宅課(市役所2階) ☎ 32・2120/FAX 32・7800 (木造住宅耐震改修支援事業について)

就職や退職、結婚などによる国民年金種別変更は届出が必要です

届出をしなかったために将来の年金額などに影響が出る場合があります。必要な手続きはお早めに!

■ **種別が変わるときは届出が必要です**

現種別	種別が変わる事由	届出先
第1号	就職して厚生年金に加入した	勤務先
	会社員と結婚して被扶養配偶者になった	配偶者の勤務先
	配偶者が就職して、被扶養配偶者になった	
第2号	転職して自営業になった(被扶養配偶者も第1号被保険者になります。)	市役所(保険年金課)
	会社を退職して、自営業者の配偶者になった	配偶者の勤務先
会社を退職して、会社員の被扶養配偶者になった		
第3号	配偶者が会社を退職した	市役所(保険年金課)
	会社員の配偶者と離婚した	
	収入が増え、被扶養配偶者でなくなった	
	配偶者が亡くなった	勤務先
	会社に就職して被扶養配偶者でなくなった	
配偶者が転職した	配偶者の勤務先	



国民年金の加入者は3種別に分けられます

● **第1号被保険者**

自営業、学生など(第2号・第3号被保険者以外の方)

● **第2号被保険者**

会社員や公務員などの厚生年金保険加入者

● **第3号被保険者**

第2号被保険者に扶養されている配偶者

☎ 市保険年金課 年金担当(市役所1階③番窓口) ☎ 32・4120/FAX 35・0173

✉ hokennenkin@city.komatsushima.i-tokushima.jp

市税は忘れずに納期限内に納めましょう。納付は、確実・安心・便利な口座振替をご利用ください。

2026年(令和8年)4月5日
広報こまつしま

